



Title	大阪府における受水槽水道の現状について
Author(s)	今田, 光三
Citation	makoto. 1993, 83, p. 2-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85926
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪府における受水槽水道の現状について

大阪府環境保健部環境衛生課 水道係

今 田 光 三

1. はじめに

本府における水道普及状況は、平成3年度末で総人口871万人に対し給水人口868万人と99.8%の普及率となっております。

水道の種類は、用水供給事業2ヶ所、上水道事業44ヶ所、簡易水道事業41ヶ所、専用水道事業305ヶ所のほか、簡易専用水道施設12,180ヶ所となっております。また、10㎡以下の小規模受水槽水道もおおよそ57,000ヶ所あります。

このような状況において大阪府の水道は給水されているところですが、建築物の大型化、中・高層化の進行にともない、受水槽水道は増加傾向にあり、安全な水を供給するという点から維持管理が問題となっております。

以下、大阪府の受水槽水道について説明したいと存じます。

2. 受水槽水道の現状について

①施設数

受水槽水道は、水道法の適用を受ける受水槽の有効容量が10㎡を超える簡易専用水道と法が適用されない10㎡以下の小規模受水槽水道とがあります。

平成3年度末の施設数はそれぞれ12,180施設、56,923施設あり合計しますと府下全域で69,103施設が設置され、対前年度比それぞれ592施設（4.8%）、1,573施設（2.8%）増加しております。

その受水槽水道施設の過去3ヶ年の年度別設置数は次のとおりです。（表1参照）

②維持管理

簡易専用水道は、昭和53年6月、水道法の一部改正により受水槽の有効容量が20㎡を超える受水槽水道が規制対象となり、さらに昭和61年11月水道法施行令の改正が行われ有効容量が10㎡を超えるものに拡大されました。

大阪府においては、この法改正に基づき新たに「簡易専用水道管理運営指導要綱」（昭和53年7月24日施行）「大阪府簡易専用水道監視・指導実施要綱」（昭和56年8月1日施行）を策定し設置者等に対する届出、保健所の監視・指導に対する必要な事項を定めております。

また、水道法が適用されない有効容量10㎡以下の小規模受水槽水道については、厚生省知「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29

日付け衛水第12号）に基づき「大阪府小規模受水槽水道衛生管理指導要領」（平成3年6月1日施行）を定め、その管理基準や汚染時の措置などについて設置者等が自主的に管理を行うよう指導・啓発を実施しております。

受水槽水道の施設管理の基準等については、次表のとおりです。（表2参照）

具体的には保健所において、簡易専用水道については施設の管理・定期検査の受検を指定検査機関と連携して指導・啓発事業を実施す

（表1）受水槽水道施設数の年度別設置数

	平成元年度	平成2年度	平成3年度
受 水 槽 施 設 数	64,793施設	66,938施設	69,103施設
（府保健管内）	20,935施設	22,166施設	23,412施設
（政 令 市）	43,858施設	44,772施設	45,691施設
簡 易 専 用 水 道	10,720施設	11,588施設	12,180施設
（府保健管内）	4,481施設	4,939施設	5,149施設
（政 令 市）	6,239施設	6,649施設	7,031施設
小規模受水槽水道	54,073施設	55,350施設	56,923施設
（府保健管内）	16,454施設	17,227施設	18,263施設
（政 令 市）	37,619施設	38,123施設	38,660施設

* 政令市は大阪市、堺市、東大阪市をいう

るとともに、苦情など問題のある施設は、立ち入りして適正な維持管理や施設の改善等について指導しております。

また、小規模受水槽水道については、保健所と水道局が連携し施設の把握をおこなうとともに、管理講習会の開催、実態調査及び啓発キャンペーンの実施、また啓発パンフレットの送付さらには、市広報等での啓発をおこなっております。また、利用者からの苦情・相談に応じ、立ち入り指導等を実施して

おります。

*維持管理の方策については政令市（大阪市、堺市、東大阪市）において一部異なることがある。

③定期検査について

水道法第34条第2項の規定により厚生大臣の指定を受けた検査機関は4機関で、各検査機関は、表3に示す地域に設置された水道施設の検査を実施しております。

なお、平成3年度の指定検査機関による検査の状

況は、次のとおりとなっております。（表4参照）

また、保健所においては、未届け施設に対する届け出指導を実施するとともに、指定検査機関と連携して受検指導を行い、定期検査の結果、要改善となり施設の指導が必要な場合には立ち入り指導により適正管理に努めております。

3. 現状の問題点について

① 現在、3階建て以上の建築物については、受水槽を介して給水されており、受水槽の管理が不十分な場合、衛生問題の生じる要因となっております。特に小規模な施設においては施設の清掃など管理が不十分となりがちであります。

② 一般的には水道の利用者は、蛇口の水は水道局が管理しているものと考えているケースが多いが、水道法に

（表2）

簡 易 専 用 水 道	小 規 模 受 水 槽 水 道
〈管理基準〉 - 主な基準として a. 一年に一回以上の水槽の清掃 b. 施設の定期点検の実施 c. 目視による色・濁り・臭い・味の水質検査 〈汚染時の措置〉 a. 給水の停止 b. 保健所への連絡 c. 原因の調査及び除去 - 定期検査の実施	〈管理基準〉 - 主な基準として a. 一年に一回以上の水槽の清掃 b. 施設の定期点検の実施 c. 7日以内毎に一回、目視の水質検査（色・濁り・臭い・味） 〈汚染時の措置〉 a. 給水の停止 b. 保健所への連絡 c. 原因の調査及び除去 - 定期検査の実施が望ましい

（表3）

検査機関名	簡易専用水道の設置場所
社団法人 関西環境開発センター	豊中市、池田市、豊能町、能勢町、箕面市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町
財団法人 関西産業公害防止センター	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、四条畷市、交野市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市
財団法人 大阪防疫協会	堺市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、美原町、富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町
財団法人 大阪市水道技術協会	大阪市

（表4）平成3年度簡易専用水道検査状況

		施設数	検査数	受検率	検 査 結 果		
					良 好	概ね良好	要改善
簡易専用水道施設数	府 全 域	12,180	8,412	69.1%	4,338	3,665	409
	府保健所管内	5,149	3,555	69.0%	1,768	1,566	221
	政 令 市	7,031	4,857	69.1%	2,570	2,099	188

より受水槽水道については設置者・管理者の責任により管理することとなっております。しかし、設置者等は施設の管理責任について認識が低く、特に小規模受水槽水道は不十分となっております。

③ 簡易専用水道について定期検査の受検率向上に向けて啓発指導しているが、全国レベルと比較すると低い受検率となっております。

4. 今後の対応

水道水が衛生的に受水槽まで供給されても、受水槽以下の施設で適正な管理を行わなければ、給水の衛生確保は図れないことから、受水槽設置者に対して、衛生管理の必要性を十分認識してもらい、自主的に衛生確保が図られることが重要であります。そのための指導・啓発として

① 簡易専用水道については、指定検査機関と協力して、パンフレットの郵送や施設の立ち入り指導により受検率の向上を図っていく。

② 施設の定期検査の結果、問題のあった施設については、保健所の立ち入り調査を実施し受水槽水道の衛生上の確保に努めていく。

③ 小規模受水槽水道は、土地の高度利用の促進等により益々増加するものと考えられることから、市町村の水道部局と協力・連携して、「大阪府小規模受水槽水道衛生管理指導要領」に基づき積極的な指導・啓発を行っていく。

5. おわりに

厚生省においては、平成2年11月「今後の水道の質的向上のための方策について」に関する生活環境審議会の答申に基づき、平成3年6月「21世紀に向けた水道整備の長期目標（ふれっしゅ水道計画）」を策定し水道施設整備の具体的方策を示しております。安全と安定性を両軸にして7項目の目標が示されており、直結給水システムの導入推進もうたわれております。

これは、小規模受水槽水道による衛生問題をなくし、給水サービスの向上を図るため、3階建ての建築物ないし5階建ての建築物までへの直結給水を推進するというものであります。

また、平成4年度から小規模受水槽水道等の衛生管理状況について個別実態調査を行うことにより受水槽規模、利用状況等に応じた管理の方法等につい

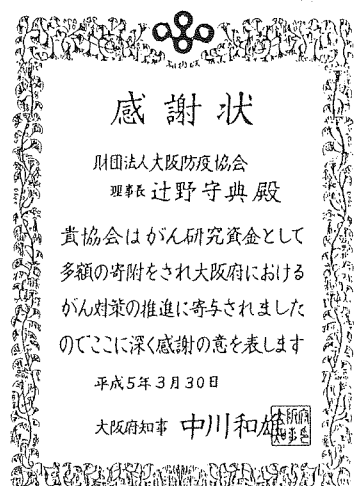
での検討を行い、衛生管理の強化を図ることとされております。

本府においては、平成3年3月に改定した大阪府広域的水道整備計画の中で安全な水を蛇口まで届ける方策として、高圧給配水システムの導入を推進し、保健所と連携して受水槽水道の衛生確保を図ることを基本方針としております。

しかしながら現実の直圧・直結給水には一部事業体については3階までの直圧給水を実施しているところもありますが配水ブロックの見直しや、配水管の整備も必要となりすぐに解消というわけにはいかないのが実情であります。

また一方では、うまい水ー高度処理水ーの整備が現在進行中ですが、これを給水末端まで給水し府民のものにするためにも、直結給水・受水槽以下の安全管理は大きなポイントであります。

これらの目標の達成に向け府においては各市町村の水道部局や各指定検査機関などなお一層の連携をもち「いつでも、どこでも、安全でおいしい水」の確保に努めていきたいと考えており、各指定検査機関におかれましても、特段のご協力をお願いします。



大阪がん予防対策基金に寄付をしましたところ、当協会に対し、大阪府知事より上記の感謝状が贈られました。